



学校教育目標

【志を持って学ぶ たくましい 心と体の東中生】

東中だより 第7号
令和7年10月20日
上尾市立東中学校
校長 石田 賢一
上尾市大字上尾村479
TEL 048-775-6566
FAX 048-775-1165

自他の違いを認める

校長 石田 賢一

1年で一番長い学期の2学期も折り返しを迎えました。残り2カ月で生徒一人一人が今年度の東中学校キャッチフレーズである「学ぶ喜びを感じよう」を実感できる授業や行事を推進していきます。

埼玉県では11月を「いじめ撲滅強調月間」と定めております。東中学校では、いじめはどの子供にも起こりうるということ踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめの未然防止の取組として、生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動として道徳教育や学級活動に取り組んでいるところです。

いじめは、いじめ防止対策推進法第2条で「生徒等に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されています。この条文からもわかる通り、いじめとは相手を傷つけてしまう行為と言えます。では、相手をどうして傷つけてしまうのでしょうか、その理由の一つとして「自他の違い」への不寛容があると思います。つまり、自分と他者の違いを理解できず、相互理解が欠如した結果、相手を傷つける行為に発展することが多いと考えられます。

自他の違いを認めることの難しさと、その有効性を示した人物として元南アフリカ共和国大統領のネルソン・マンデラ氏があります。南アフリカで人種隔離政策（アパルトヘイト）が横行していた時代、黒人差別の撤廃を求めて闘ったマンデラ氏は、27年半もの間、投獄されました。この長きにわたる苦難の末、彼は白人社会に対する憎しみを募らせることも、武力による報復を選ぶことも可能でした。しかし、彼はその道を選びませんでした。

27年半もの獄中生活の中で、マンデラは白人支配層の文化や言語を学び、彼らの内面にも人間的な側面があることを理解しようと努めました。一方的に敵と見なすのではなく、違いを持つ相手を深く知ろうとしました。また、釈放後、彼は白人への報復ではなく、すべての民族が平等に暮らせる「虹の国」の建設を提唱しました。「虹の国」の考えが、現在の南アフリカ共和国の国旗のデザインの基となっています。大統領就任後も、白人政治家を閣僚に加え、ラグビーワールドカップで白人中心の代表チームを応援するなど、和解の姿勢を国民に示し続けました。

マンデラ氏が成し遂げたことは、自他の違いを認めることなしには不可能でした。彼の行動は、憎しみや対立を乗り越え、異なる者同士が協力して未来を築くことの重要性を証明しています。彼がどのように行動し、南アフリカ共和国を変えていったのかは映画「マンデラ 自由への長い道」に描かれています。

東中学校では、これからも生徒一人一人が自他の違いを尊重し、行動することのできるような様々な教育活動を実施していきます。生徒が安心して「学ぶ喜びを感じる」ことができる学校の実現を教職員一同頑張っておりまいます。どうぞよろしくお願い致します。

新人体育大会が終わり、完全下校が17時となります。以前もお知らせいたしましたが、完全下校後30分で学校の電話が留守番電話となります。基本17時30分以降は電話がつかなくなることをご承知おきください。

※10月20日現在の予定です。やむを得ず変更になる場合もあります。御了承ください。



11月の行事予定

【完全下校17：00】

日	曜	行 事	日	曜	行 事
1	土		16	日	
2	日	第6回北辰テスト(3年)	17	月	3年期末試験1日目
3	月	文化の日	18	火	3年期末試験2日目
4	火	合唱祭 彩の国教育の日(～11/7)	19	水	三者面談1(3年、1・2年希望者)
5	水	学校公開1 後期時間割開始	20	木	三者面談2(3年、1・2年希望者) テスト期間部活動休止
6	木	学校公開2 尿検査1次(1日目)	21	金	三者面談3(3年、1・2年希望者) 生徒朝会(専門委員長交替式) テスト期間部活動休止
7	金	尿検査1次(2日目)	22	土	
8	土		23	日	勤労感謝の日
9	日		24	月	振替休日
10	月		25	火	テスト期間部活動休止
11	火	拡大中央委員会	26	水	三者面談4(3年、1・2年希望者) 生活アンケート テスト期間部活動休止
12	水	上尾市小・中学校音楽会	27	木	1・2年期末試験1日目 三者面談5(3年のみ) 尿検査2次 テスト期間部活動休止
13	木		28	金	1・2年期末試験2日目 三者面談6(3年) テスト期間部活動休止
14	金	県民の日 学校閉庁日 部活動休止	29	土	
15	土		30	日	

12月の行事予定

【完全下校17：00】



日	曜	行 事	日	曜	行 事
1	月	特別支援学級小中交流会 保護者アンケート(学校評価・生徒指導)	17	水	5時間授業
2	火		18	木	5時間授業
3	水	生徒朝会 専門委員会	19	金	
4	木		20	土	
5	金	5時間授業	21	日	
6	土		22	月	命の授業1・2年 3学年集会 給食終了日 生活アンケート
7	日	第7回北辰テスト(3年)	23	火	1・2学年集会 大掃除 ワックスがけ
8	月	3年三者面談1(希望者)	24	水	終業式 3年記録通知書配布 部活動休止
9	火	3年三者面談2(希望者)	25	木	冬季休業日(～1/7)
10	水	3年三者面談3(希望者) 1年林間宿泊学習1日目	26	金	
11	木	3年三者面談4(希望者) 1年林間宿泊学習2日目	27	土	
12	金		28	日	学校閉庁日
13	土	ぐるっとくん地域めぐり作戦	29	月	学校閉庁日
14	日		30	火	学校閉庁日
15	月	部活動休止	31	水	学校閉庁日
16	火	中央委員会 貧血検査(2年・希望制)13:30～			



1 1 月は「いじめ撲滅強調月間」です

いじめられた子供には心身に深刻な被害が生じることがあります。いじめは重大な人権侵害であり、決して許されることではありません。埼玉県では、1 1 月を「いじめ撲滅強調月間」と定め、いじめ問題の根絶に取り組んでいます。いじめを受けていたり、いじめに気が付いたりしたら一人で悩まず相談・通報してください。

相談窓口等

○彩の国 よりそうみんなの電話・メール教育相談（埼玉県立総合教育センター）

【相談内容 いじめ、不登校、学校生活】

18歳以下の子供用（無料）^{なやみゼロゼロ} #7300 又は 0120-86-3192^{ヘロー-きいのくど}

保護者用 048-556-0874^{こころ-おはなし}

（毎日24時間）

Eメール相談 soudan@spec.ed.jp

※Eメール相談の受信確認及び返信は、平日9時から17時の時間帯に行っています。

※学校や教職員に対する苦情等について、直接、指導や調査等を行うことはできません。



○いじめ通報窓口（埼玉県教育委員会）

【通報内容 いじめに関すること】

<https://www.pref.saitama.lg.jp/f2209/ijime-soudan-form.html>

※この窓口は「いじめ」についての情報提供を受けることが目的であり、相談に対する返信は行いません。

※通報された情報は学校に提供します。学校はあなたが送信したことがわからないように調査・対応します。



○埼玉県警察少年サポートセンター

【相談内容 非行やいじめ、犯罪被害等の少年問題に関する心理面の相談（カウンセリング等）】

（月～金／祝日・年末年始を除く 8時30分～16時15分）

048-861-1152 「少年用・ヤングテレホンコーナー」

048-865-4152 「保護者等用」

※面接相談は要予約



○子どもスマイルネット（埼玉県子ども安全課）

【相談内容 いじめなど子供に関するあらゆる相談（本人・保護者等からの相談）】

（毎日／祝日・年末年始を除く 10時30分～18時00分）

048-822-7007

※いじめなど子供の権利侵害に関する悩みには、「埼玉県子どもの権利擁護委員会」が力になります。（面接相談（予約制））



○社会福祉法人 埼玉いのちの電話

【相談内容 どんなことでも】

048-645-4343（365日24時間）

0120-783-556 フリーダイヤル（毎月10日8時～翌日8時）と
（土・日・祝日・年末年始を除く毎日16時～21時）

0570-783-556 ナビダイヤル（毎日10時～22時）

インターネット相談 埼玉いのちの電話ホームページからアクセス



○特定非営利活動法人 さいたまチャイルドライン

【相談内容 どんなことでも】

18歳以下の子供専用（無料）

電話 0120-99-7777（毎日16時～21時）

オンラインチャット <https://childline.or.jp/>（月～土 16時～21時）



○こころの健康相談統一ダイヤル

【相談内容 こころの健康の相談】

（平日・休日ともに24時間対応）

電話：0570-064-556（おこなおう、まもろうよ、こころ）

※さいたま市にお住まいの方は平日9時から17時、18時30分から22時



○埼玉県こころの電話（埼玉県立精神保健福祉センター）

【相談内容 こころの健康の相談】

（月～金／祝日・年末年始を除く 9時～17時）

048-723-1447

※さいたま市以外にお住まいの方が対象



○埼玉県 SNS 相談 こころのサポート@埼玉

【相談内容 こころに関する相談内容を何でも（LINE で心理カウンセラーへ相談）】

（毎日19時～23時 受付は終了30分前まで）

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0705/suicide/sns.html>



○こどもの人権110番（さいたま地方法務局）

【相談内容 こどもの人権】

（月～金／祝日・年末年始を除く 8時30分～17時15分）

（無料）0120-007-110

◇こどもの人権SOS-eメール

https://www.jinken.go.jp/goriyouannai_ch/



お問い合わせ
埼玉県県民生活部青少年課 健全育成担当
☎ 048-830-2907